

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



世の中のほとんどの事業所では産業廃棄物だけではなく、一般廃棄物も排出していると思います。身近なところでは、事務室で社員さんが飲んだお茶の出し殻(お茶殻)などは事業系と言えども一般廃棄物でしたね。ん？忘れた方、いましたか？「お茶殻」は廃棄物の種類で言えば「動植物性残渣」。動植物性残渣には業種の指定がありましたね。産業廃棄物になる業種は食品・医薬品・香料製造業だけでしたね。

だから、事務所から出てくる「お茶殻」は一般廃棄物ですね。

よって、「産業循環資源協会会員」としても一般廃棄物については知っておかなければならないことは結構あります。そんな訳で、じゃ、宿題の確認からいきましょうか。

宿題Q、一般廃棄物の処理委託に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の処理には許可制度はないので無許可の者に委託してもよい。
- (2) 一般廃棄物の処理を委託する場合には一般廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。
- (3) 事業系の一般廃棄物については、産業廃棄物処理業の許可業者に委託してよい。
- (4) 他者の一般廃棄物を無許可で処理した場合は罰則の規定があるが、事業系の一般廃棄物を無許可の者に委託しても罰則は規定されていない。
- (5) 一般廃棄物処分業の許可業者には、その業者に処分を委託するのであれば収集運搬業の許可がなくても収集運搬も委託できる。

【解説】

事業系であっても一般廃棄物は一般廃棄物処理業の許可を有するものに委託しなければならない。たとえ産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者であっても、一般廃棄物処理業の許可がない処理業者に一般廃棄物の処理を委託した場合は無許可業者への委託となり、法第25条第1項第6号の罰則の対象となる。

なお、一般廃棄物処理業にも収集運搬業と処分業があり、それぞれ別の許可を受ける必要がある。

正解 (2)

まあ、これなどは「常識」問題と言えたかもしれませんが、次はちょっと迷いますよ。

Q、次のうち、事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合に、廃棄物処理法（政省令を含む）で規定されている事項はどれか。

- (1) 他人の一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生を業として行うことができる者（許可業者等）に委託すること。

～廃棄物処理問題～

- (2) 委託契約は、書面により行うこと。
- (3) 委託契約書はその契約の終了の日から5年間保存すること。
- (4) 再委託を承諾をしたときは、承諾書の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。
- (5) 処理委託するごとに、一般廃棄物委託管理票を交付すること。

【解説】

事業者の一般廃棄物処理委託の基準は法第6条の2を受けた政令第4条の4で規定されている。

【第4条の4（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）】

法第6条の2第7項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

産業廃棄物の処理委託に関しては、委託契約書、マニフェスト等多くの規定が設けられているが、一般廃棄物の委託基準としては、(1)の事項しか規定されていない。

一般廃棄物はそもそも市町村の自治事務である要素が大きく、廃棄物処理法で規定されていない内容が市町村条例により規定されている場合もあることから、注意が必要である。

正解 (1)

まあ、正解が(1)であることはすぐわかったかと思います。ところが、産業廃棄物について勉強した方は、「(2)～(5)も間違っていないのではないか？」と思われたかもしれませんね。でも、解説にも書いたとおり、法令上は一般廃棄物に関してはこのような規定はないんです。では、今回の宿題も一般廃棄物からにしてみました。



宿題Q

次のうち、一般廃棄物の再委託について正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者は一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- (2) あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した一般廃棄物の再受託者の氏名又は名称を明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- (3) 再受託者に当該一般廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- (4) 一般廃棄物の運搬にあつては、他人の一般廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする一般廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (5) 再委託を承諾したときは、承諾書面の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。